第31期第１回横浜市児童福祉審議会放課後部会　会議録	
日　　時	平成29年３月23日（木）10時30分～12時00分
開催場所	松村ビル別館　502会議室
出 席 者	橋本ミチ子委員、丸山智美委員、大野功委員、工藤春治委員、小松眞委員、 世古正樹委員、永井萬里子委員、藤井千佳委員、森佳代子委員
欠 席 者	明石要一委員
開催形態	公開（傍聴者１名）
議　　題	＜議事＞ １　部会長、副部会長の選任 ２　平成28年度　放課後児童健全育成事業の監査結果について ３　横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針の改正について ＜報告＞ 平成29年度　予算概要について
決定事項等	・部会長、副部会長について、委員の互選により明石要一委員が部会長、橋本ミチ子委員が副部会長に決定した。 ・平成28年度　放課後児童健全育成事業の監査結果について、事務局案を放課後部会として了承した。 ・横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針の改正について、事務局案を放課後部会として了承した。

＜議題＞

１　部会長、副部会長の選任について

（事務局）資料４に基づき説明。

（大野委員）部会長ですが、児童福祉審議会の委員で、現在、横浜市子ども・子育て会議放課後部会の部会長を務められており、また横浜市のこれまでの経緯にも大変お詳しいということで、引き続き明石委員が適任と思いますが、いかがでしょうか。

また、副部会長ですが、明石委員と同じく児童福祉審議会の委員で、横浜市子ども・子育て会議放課後部会の職務代理者でもある橋本委員が、明石委員のサポートを行う副部会長に適任であると思いますが、いかがでしょうか。

（拍手承認）

⇒部会長に明石委員、副部会長に橋本委員が決定した。

２　平成28年度　放課後児童健全育成事業の監査結果について

（事務局）資料５に基づき説明。

（橋本副部会長）今の説明について、質問やご意見等はありますか。

（大野委員）いくつかお伺いいたします。最初に伺いたいのは、今回の監査は、基準条例を受けて、事業所が適正な育成支援内容及び設備環境が確保されているか否かを確認するために実施するとなっています。監査指針では、この監査の結果、改善を求める必要がある場合に行う行政指導及び行政処分等について定めてい

ますが、放課後キッズクラブの運営主体というのは、NPO法人や企業等に多大な補助金が出ています。これらの法人に対して補助金の適正な執行が求められていると考えますが、法人の補助金の執行状況についての指導監査はどのように、いつ実施されているのでしょうか。また、実施される所管があるのかどうかお聞きしたいと思います。なぜお聞きするかというと、昨今、団体の不適切な交付金の執行についての問題が報道で取り上げられております。これらについて確認したいのですが。

（事務局）補助金の適正な執行について、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの両方に対して、本市の補助金規則に則り、以前から調査を実施しております。今年度から条例基準や運営指針ができたことによって、それに対する「監査」を実施したのが今年度初めてということです。事業者の負担等も踏まえ、基準条例等の監査と補助金の適正な執行の調査を並行して実施しております。

（大野委員）次に、この監査結果報告書についてですが、まず監査の実施日は事前に調整をしていると思いますが、おおむねどの程度の期間を設定しているのでしょうか。また、監査方法はどのような手段で行っているのか。あとは実際どれくらいの人数で実施されているのか。細かいことですが、１事業所あたりどれくらいの時間をかけて行っているのか、確認したいと思います。

それから、口頭指導、文書指導の基準というのはあるのでしょうか。

（事務局）立入調査の具体的な手法ですが、まず法人に対して全体の説明会を行います。その後日程調整を行いますが、事業所と区局の都合を合わせるために、一定の期間を設けております。日程調整を各区役所から放課後キッズクラブや放課後児童クラブへ連絡させていただき、立入調査当日は身分証となる「立入検査証」を持ってお伺いをして、監査を実施します。

放課後キッズクラブの場合は、法人本部や現場に行って運営状況を確認するのですが、放課後児童クラブは運営している保護者の方が働いていますので、土曜日や日曜日を含め日程調整をしています。年内に立入調査を行い、その後集計を行って本日ご報告させていただいています。

口頭指導／文書指導については、あらかじめ基準は決めています。最初から項目ごとに文書指導のみという項目もあれば、程度によって口頭指導か文書指導になる項目もあります。

立入調査の実施時間については、各事業所の活動時間にかからないように、１か所を半日程度で実施しております。また、人数は大体２名から３名で伺っております。

（大野委員）ありがとうございます。指導監督基準に適合していない主な項目について、非常災害に対する措置についての問題で、放課後キッズクラブあるいは放課後児童クラブの届出の際に設備基準があらかじめ示されているかと思いますが、開所前に指導はされているのでしょうか。最初の段階で指導を徹底していれば、ここまで指摘事項が出なかったのではないでしょうか。

（事務局）届出の時点で安全を確保することという項目はあります。ただ、図面で避難経路等までは求めておらず、特に放課後児童クラブの場合は、届出制度ができる前から活動している事業所が多いので、明文化していなかったということがあります。逆に言えば今年度からの監査で、守らなくてはならない事項が明らかになったと思います。

放課後キッズクラブについては、はまっ子ふれあいスクールから転換するときに、学校と必ず運営についてのすり合わせを行います。学校のルールや活動場所の位置について、開設に当たって必ず校長先生等とチェックをすることになっています。

また、放課後児童健全育成事業は届出ですので、届出時点でチェックをして、足りない部分があれば指導をしています。

（大野委員）育成支援について、「虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応」とあるのです

が、この対応というのはどのような場合なのでしょうか。

あと２つあるのですが、「通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出する」としていますが、実際にどのような事故が起きて報告していなかったのか、運営内容について、「自ら評価を行い、その結果を公表している」ということについて、事業所によってはどのような評価をしたらいいか判断しにくいという点について、事前に資料説明はされているのでしょうか。

（事務局）まず虐待について、基本的には通報義務をどのように果たすのか、放課後キッズクラブであれば学校との連携をどう図るか、あるいは保護者会にかけるかどうか、対応方法が決められ、周知が徹底されていることを指します。

運営内容については、自己評価について、こちらからひな形のようなものがお示しできているわけではありません。ほかの分野では第三者評価等を行っていますが、放課後児童健全育成事業はそれが緒についたばかりです。今後の課題と考えています。

事故報告については、基本的には病院にかかった場合に事故報告書を出していただくことになっていますが、病院にかかっても軽く済んだ場合等に、一部の事業所からは事故報告書が出されなかった、漏れていた事例がありました。

（大野委員）健康管理・安全確保についてですが、職員の健康診断の実施については、労働安全衛生法に基づいて検査項目等が定められていて、年に１回、健康診断を行わなければならないとなっています。開所前にあらかじめ指導をされていると思いますし、月１回の検便の実施についても、職員や児童の安全面における影響から指導の徹底を図る必要があるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

（事務局）健康診断につきましては、労働安全衛生に関する法令で年に１回の健康診断の実施が雇用者に義務づけられており、当然、各事業者も認識しているところですが、今回多かったのが、忙しさや休暇等の関係で年度をまたいでしまったというような事案が挙がっております。また、各事業のマニュアルでも、雇用者の責務として、毎年必ず健康診断を行ってくださいということは記載しております。

検便については、月１回の検便を全員がきちんとやっているかという項目です。例えば常勤職員は毎月やっているけれども、おやつの提供に携わっている非常勤職員は毎月やっていなかったとか、もしくはローテーションでやっていて、全員が毎月ということが徹底できていなかったというところが今回挙がってきたものです。

（大野委員）最後になりますが、指導監督基準について、利用している児童の処遇面などの基準については項目として入っているのでしょうか。

（事務局）例えば34ページに放課後キッズクラブの育成支援等について記載しております。全部で15項目、自己検査・立入調査の項目として挙げています。

（大野委員）特に指導件数としては挙がっていませんが、この中で子どもたちの食についての安全ですとか、いろいろ入っているわけですね。ありがとうございました。

（橋本副部会長）詳しい質問をしていただいて、ほかの方々もよくわかったのではないかと思います。ほかにいかがですか。

（丸山委員）自己検査の件で、19ページの第５、育成支援の７番、「児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している」というところで、６か所の事業所ができていなかったという結果について、立入調査では放課後キッズクラブで１件となっています。具体的にどのような案件があったのかお話しできる範囲で教えていただきたいです。結構重大なことと思うのですが、そういう結果が自

己検査で出てきたときに、そこには自己検査の後、特別の立入調査の実施には至らなかったという報告でした。そういう事業所にも特別の立入調査を行っていただいたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（事務局）自己検査でセルフチェックをしていただいてバツがついた項目については、自己検査チェックシートの最後に、所感を書いていただきます。当然そこで重大な違反が発覚すれば、緊急の立入調査等をさせていただくことにしておりますが、バツがついた項目でも何ができなかったのか、今後どうしていくかというところを所感欄で確認させていただいて、重大なものかどうかを判断しています。

ご指摘の項目については、「事業所内で人権に関する研修を行っているかどうか」、「子どもを注意する際は一方的に注意するのではなくて、子どもの言い分も聞きながら指導をするようにしている」などとなっております。

基準と最後の所感等も踏まえて、重大性がないと判断させていただいたのが今回の結果となっております。重大な違反があれば、立入調査に行く体制は整えているところです。

（森委員）非常災害に対するところなのですが、私たちの会で200人程度の児童の保護者にアンケートをとったことがあるのですが、小学校の個別支援級に在籍していても、災害時の対応を学校と個別に打ち合わせをしていない方が意外と多かったのです。東日本大震災のときにも問題になったのが、保護者が帰宅できなくて家に帰れない児童がたくさんいたと思うのですが、そういうときに個別支援級に在籍している児童はかなりパニックが予想されると思います。日常と状況が変わってしまうので、緊急時だけではなくてその後の生活についても保護者の方と打ち合わせをしておくことが大事かなと思います。想定でもいいから先生の耳に入れておくとか、放課後キッズクラブの職員に聞いておいていただくことは大事だと思います。ぜひ職員の方々にもお知らせいただいて、個別支援級に在籍している児童は特にそういう情報を共有しておいていただけるといいかなと思います。

（事務局）すべての放課後事業の職員を対象に、年に２回、安全管理研修としてマニュアルに基づいてご説明をする場があります。その際に、今の項目、そういう話もぜひしていきたいと思いますし、何か具体例がありましたらご紹介できればと思っております。

（橋本副部会長）今の話は、経験のない人たちにはわからないことなのです。だから、そこに気がついている先輩方が親に向けてきちんと伝えていけると良いですね。

（森委員）東日本大震災以後、毎年「災害時の対応をしていますか」という項目を入れているのですが、意外に保護者の方は「大丈夫でしょう」とおっしゃるのです。かえって特別支援学校や県の養護学校に通っている保護者の方のほうが、ちゃんと災害時の打ち合わせをされています。電車が止まったときに親が迎えに来られなかったときにはどうするのかということは非常に大事なことかなと思います。なかなか親の会でもうまくその必要性が伝わっていかないので、引き続きやっていきたいと思っています。

（小松委員）避難訓練は学校現場で２種類あります。大規模災害の警報が発令したときに学校が実施する訓練と、放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールの時間中に起こる災害を想定した訓練です。学校は通常、学年・クラスがまとまって同じ年齢の子どもたちが整然と流れていく形になりますが、キッズやはまっ子の場合は異学年集団をどのように避難させるかという課題があります。学校では必ず毎年１回引き取り訓練が行われるはずです。そのときに連動してキッズの職員が迎えに来たりしますから、学校と合同でやるということになれば、１回は確保できます。それ以外の時間については、なるべく利用児童の多い日等で訓練をしてあげると、対応の確率が上がってくると思います。

もう一点、感染症が気になります。インフルエンザやノロウイルスは、私たち学校現場ではとても怖いの

です。４月の始業式に子どもたちを迎えるのですが、その前に必ず嘔吐物処理の研修を行います。この監査結果の中で「歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチは共用していないか」という項目がありますが、１カ所感染してしまうとそれがぱっと広がって学校が閉鎖したり、かなりダメージが大きいのです。この項目は数字的には高くはないですが、もう少し重要視していくことが我々も含めて必要ではないかと思いました。

（橋本副部会長）これは学校問題とあいまって、場の広さも関係するので、すごく難しいことがありますよね。永井委員、実際に学校を回って見ていて、どうですか。

（永井委員）まず、定期的な非常災害に対する訓練についてですが、学校や地域の避難訓練に参加しているからよしとしているところもあるように思います。ただ、放課後キッズクラブ独自で訓練をやっているところも結構出てきています。最近は長期休業中に学校閉庁日もありますし、学校職員が不在で、キッズクラブの職員だけのときにも非常災害が起きる可能性があるので、やはり定期的な訓練は絶対に必要ではないかと思います。各区で、放課後キッズクラブ職員とはまっ子ふれあいスクール職員の連絡協議会がありますが、相談員としては非常災害訓練、避難訓練等は必ずしましょうと呼びかけています。特に非常勤職員は自分が何をしていいかわからないという可能性もあるので、職員だけでも訓練はしたほうがいいと話しています。

放課後キッズクラブでは、平成27年度から防火管理者の設置が行われ、消防計画も作ることになりました。キッズクラブの職員と話していますと、日常の細かな災害もですが、大きな災害やゲリラ豪雨、浸水被害等が起きたときのことについては、十分に学校と連携ができていないということで、すごく不安を感じているようです。

育成支援のところで「運営の内容について自ら評価を行い」という項目があるのですが、自己評価の内容や基準、自己評価の方法、評価の項目等についてはある程度の提示をしていく必要性があるのではないかと思っています。今後検討して提示していただけると、ばらつきがなくなると思います。

最後に、文書指導のところで、「開所している時間帯を通じて支援の単位ごとに支援員を２人以上」という項目があるのですが、放課後の時間だったら大丈夫だけれど、夏休み等の朝から夕方まで開所する場合、開所時間を通じて支援員を２人以上配置というのが難しいという話を現場からは聞きます。引き続き周知をしていただきたいと思います。

（橋本副部会長）今年度から監査が始まったので、これから進んでいくと思います。うまくやっているところの情報を上手に取り入れて、いい方向にこの事業が展開していけばいいと思います。

（藤井委員）「運営規程の内容が利用者へ周知されているか」という項目がありますが、これは、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへ転換したときに、利用者には色々説明があるかと思うのですが、なかなか理解ができないのではないかなと想像します。お子さんを預けるに当たって、「こうしてほしい」という要望の宛先は、どのようになっているのでしょうか。保護者の方は一番近いところの方には言いづらい可能性があるので、忌憚のないご意見として回答する窓口は保護者の方に一番見えやすい形で説明をしてほしいと思います。

（橋本副部会長）規程としてはあるけれども、それが保護者には伝わっておらず、わかりやすく伝えているかどうかというところが最後の項目で出ているのだと思います。色々足りない所は、出来ている所をモデルにしながら、これからでき上がっていくのだろうなと思います。

３　横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針の改正について

（事務局）資料６に基づき説明。

（橋本副部会長）今の説明について、何か質問はありますか。

（大野委員）弁明の機会の付与というのは、ある程度の期間を与えることになると思います。改善命令をするにあたり、いつまでの期間弁明の機会の付与がありますというような、細かい案はあるのでしょうか。

（事務局）弁明の機会の付与については、行政手続法に規定されている事項で、一定の期間の中に弁明の機会を設けて、原則として文書を提出していただくということになっています。事業者の弁明を踏まえ、放課後部会の皆様にお諮りして、行政処分に至るという手続となります。法律上、期間について明確な規定はありませんが、行政手続法や本市の行政手続条例に基づく事例等を参考に、適切な期間を設定していきます。

＜報告＞

平成29年度　予算概要について

（事務局）資料７に基づき説明。

（丸山委員）ホームページに「サポーター事業を開始しました」とあったのが、まさに今説明していただいた放課後児童クラブの物件探しのことだと思うのですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

（事務局）この１月から、物件探しサポーター事業というものを始めました。協力してくれる企業を募集する市全体の仕組みがあるので、それを活用して「放課後児童クラブが活動できる物件を探すための提案募集」を行ったところ、スターツピタットハウス株式会社（不動産仲介会社）から提案がありました。

横浜市の補助金制度や、放課後児童クラブは保護者が運営しているところが多いということを理解してもらった上で不動産物件を探してもらう、あるいは大家さんとの交渉を担ってもらうものです。保護者の方々は不動産のプロではないので、放課後児童クラブ側に立って、いろいろな交渉をするということでやっております。まだ契約に至った事例はないのですが、１月に開始して、現在17カ所の放課後児童クラブから申し込みがございます。また、別のNPO法人で建築士のグループがありまして、同じようなサポートを申し出ていただいております。

この事業は、成約に至れば普通の不動産契約になりますので、そこで仲介手数料等が発生します。特に物件を探してもらうことについてお金を払う、あるいは横浜市が委託料を払うということではありません。

（橋本副部会長）ほかに何かありますか。なければ時間もちょうどいいようなので、これで終了してよろしいでしょうか。

資料	資料１　横浜市児童福祉審議会放課後部会　委員名簿 資料２　横浜市児童福祉審議会放課後部会　事務局名簿 資料３　横浜市児童福祉審議会条例 資料４　横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料５　平成28年度　横浜市放課後児童健全育成事業　監査結果報告書 資料６　横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針　改正案の概要 参考資料１　横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針　新旧対照表 参考資料２　横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針 参考資料３　横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準 参考資料４　横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 参考資料５　横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱 資料７　平成29年度　予算概要
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。